南九州市高精度GNSS受信機貸出要領

　（趣旨）

第１条　この要領は，森林施業を行う林業事業体が正確な森林整備を図るため，市が所有する高精度GNSS受信機の貸出しを行うことについて必要な事項を定める。

（対象者）

第２条　高精度GNSS受信機を借り受けできる者（以下「借受者」という。）は，市内に事業所を有し，市内で森林整備を実施している事業体又は個人事業主とする。

（借受申請）

第３条　借受者は，次の書類を市長に提出しなければならない。

　⑴　高精度GNSS受信機借受申請書（別記様式１）

⑵　調査区域の位置図

２　借受者は，市長が定める場所で高精度GNSS受信機を受け取るものとする。

（貸出期間）

第４条　高精度GNSS受信機の貸出期間は１日単位とし，連続する４日を最長期間とする。

２　貸出しの始期及び終期については市役所の開庁日の午前８時30分から午後５時までとする。

（遵守事項）

第５条　借受者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　高精度GNSS受信機の整備・保全を行うこと。

⑵　許可なく高精度GNSS受信機を他に転貸しないこと。

⑶　森林調査及び森林境界の確認以外に使用しないこと。

（貸出料）

第６条　高精度GNSS受信機の貸出料は無償とする。

（損害補償）

第７条　借受者は，高精度GNSS受信機を損傷し，又は滅失したときは，直ちにその事実及び事由を市長に報告し，これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（その他）

第８条　この要領の運用に関し，必要な事項は市長が定める。

附　則

　この要領は，令和３年12月20日から施行する。

別記様式１（第３条関係）

高精度GNSS受信機借受申請書

　　　年　　月　　日

南九州市長　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者名

　下記のとおり高精度GNSS受信機を借り受けたいので，南九州市高精度GNSS受信機管理及び貸出要領を遵守のうえ申請します。

記

１　高精度GNSS受信機の使用目的

２　使用場所

３　借受期間（最長４日間）

　　　　　年　　月　　日　　から　　　　年　　月　　日まで